

第2号様式 (第3条関係)

平成21年度第1回廃棄物減量等推進審議会議事録

- 1 開催日時 平成22年2月4日(木) 午前10時00分～午前11時45分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者
 - ・委員 安藤茂市、鈴木征美、富田响子、星野幹子、柴田勇、京増明、黒田洋司、清崎孝子、石黒俊彦
(欠席) 森正明
 - ・豊山町 町長 鈴木幸育、経済建設部長 坪井悟、建設課長 平岩 満
課長補佐 水野増彦、環境・安全係長 小塚和宣、主査 江崎真史
- 4 議 題 (1) 一般廃棄物処理基本計画の修正について
- 5 報告事項 (1) 名古屋市へのごみ搬入について
(2) 条例改正について
(3) 規則の改正について
(5) ごみ袋の改善について
(6) リサイクル資源の品目追加について
(7) ごみ収集実績報告について
- 6 その他
- 7 会議資料 (1) 一般廃棄物処理基本計画の修正について (資料No.1)
(2) 名古屋市へのごみ搬入について (資料No.2)
(3) 条例改正について (資料No.3)
(4) 規則の改正について (資料No.4)
(5) ごみ袋の改善について (資料No.5)

(6) リサイクル資源の品目追加について (資料No.6)

(7) ごみ収集実績報告について (資料No.7)

8 議事内容

(開 会)

司 会： 只今から平成21年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会を開催したいと思います。

始めにお手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

司 会： 議題に入る前に、町の公式ホームページに関することについて説明をさせていただきます。本日の会議の内容について、町の公式ホームページに掲載させていただくこととなります。ホームページへ掲載する内容については、議事録の作成に関する指針を定めております。この指針に基づき、今回の議事録、議事の内容と皆様の名簿について掲載させていただきます。なお、会議の内容については内容すべてを記載するか、又は重要な要点だけ記載するのか。また会議で発言された皆様の名前を公表するのか、お名前の方はA、B、Cというように非公表で記載するのかは後ほど決めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、参考までに他の会議や審議会では、議事録の作成は「要点筆記」、発言者名は「非公表」となっています。

それでは、配布した次第に沿って進行させていただきます。

最初に町長より皆様に委嘱状の伝達をさせていただきます。順番に皆様の席へ伺いますのでよろしくお願いします。

(委嘱状伝達)

司 会： ありがとうございます。委嘱状の伝達が終わりました。なお、委員の皆様の任期につきましては、平成24年1月31日までの2年間となりますので、よろしくお願いします。

司 会： 本日の会議が今年度、初めての集まりとなっておりますので先ほど配布させていただきました委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

(順次紹介する)

司 会： 次に事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局の紹介)

司 会： ありがとうございます。今後、このメンバーで、豊山町廃棄物減量等推進審議会の会議を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、豊山町長より、ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 本日は、皆様大変お忙しい中当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より皆様には、町行政または環境行政にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、豊山町のごみ処理を行っている北名古屋衛生組合環境美化センターは老朽化が進んできており、工場建替えの計画を愛知県、名古屋市、北名古屋市、豊山町の広域行政で進めているところであります。

これに伴い、平成22年4月より平成32年の新工場稼働までの期間、環境美化センターは休止することになります。休止の間、豊山町のごみは名古屋市工場へ搬入されることになり、これまでのごみ処理の流れが大きく変わることとなります。

本日の審議会は、町のごみを名古屋市工場へ搬入することに伴う一般廃棄物処理基本計画の修正についてご審議をお願いします。

また、報告事項といたしまして、名古屋市へのごみの搬入についての経過説明と必要な条例、規則の改正、さらに、地域住民のご意見を反映したごみ袋の改善、リサイクル資源の品目の追加、ごみ収集の実績報告をさせていただきます。

司 会： ありがとうございました。

(役員選出)

司 会： 続きまして、次第の4の「役員選出について」に移ります。当協議会規則の第3条に「協議会に会長及び副会長を置く。」「2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。」と定められています。皆様の中でお願いできましたら、挙手にてお願いしたいと思います。どうでしょうか。

それでは、ないようですので、事務局の案を提案させていただきたいと思います。前任期中にもお願いしていましたことから、会長を安藤茂市様、また副会長については石黒俊彦様をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(拍手多数あり)

司 会： ありがとうございました。それでは、安藤委員につきましては、会長席に移動をお願いします。

(会長が会長席に移動)

司 会： では、最初に会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

(会長あいさつ)

会 長： 安藤でございます。ただいま、事務局からお話がありましたように、前回は引き続き、ご推挙いただき会長を務めさせていただきますが、内容についてはよく分かりま

せん。しかし、会長として一生懸命に務めてまいりますので、よろしくお願いします。

(定数の確認)

司 会： ありがとうございます。

これからの議事の進行については、豊山町廃棄物減量等推進審議会規則第3条第3項の規定に基づき、会長が会務を総理することになっていきますのでよろしくお願いします。

なお、本日の出席者は9名ですので、審議会規則第4条第2項の規定により、定足数に達していますので審議会は成立いたしております。

(議 事)

会 長： ただ今、事務局から説明がありましたので、私がこれからの会議の進行を努めさせていただきます。

今日の議題は、名古屋市へのごみ搬入することに伴う一般廃棄物処理基本計画の修正についてであります。

また、報告事項では、6つの報告事項があり、名古屋市へのごみ搬入についての経過説明、それに伴う、条例と規則の改正。ごみ袋の改善、リサイクル資源の品目追加、ごみ処理実績報告について事務局より説明をしていただきます。いずれも私たちの日常生活に直接関係があることとなりますので、皆様のご協力をいただきながら、会議の取り回しを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(議事録の作成に関する指針の確認)

会 長： それでは、議題に入る前に「議事録の作成に関する指針」についての取り扱いをお諮りします。他の審議会では「要点筆記」、発言者名は「名前はA・B・Cと記載する非公表」となっておりますので、当審議会も「要点筆記」、発言者名を「名前はA・B・Cと記載する非公表」としてよろしいでしょうか。

(賛成の発言あり)

会 長： では、議事録の作成は「要点筆記」、発言者名を「名前はA・B・Cと記載する非公表」とさせていただきます。

(諮問書の提出)

司 会： ここで、町長より一般廃棄物処理基本計画の修正についての諮問書を会長にお渡しいたします。

(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡す。)

司 会： なお、町長は所用のため一時退席しますので、よろしくお願いします。

(町長退席)

(議題)

会 長： それでは、議題「一般廃棄物処理基本計画の修正について」に入りたいと思います。事務局の説明を求めます。

(資料No.1：一般廃棄物処理基本計画の修正について説明)

事務局： 環境・安全係の小塚です。よろしくお願い致します。

それでは、配布させていただいた資料1に基づいて説明させていただきます。

まず、今回の計画修正の理由についてであります。

町では、ごみの排出抑制の方策、適正な処理、分別の区分、処理施設の整備など、ごみ処理についての基本的事項を定めた、一般廃棄物処理基本計画を平成19年3月に策定し、ごみ減量化・資源化の推進など、一般廃棄物の処理に関する事業を進めてきました。計画期間については、平成19年度を初年度とする平成33年度までの15年間の計画であります。

しかし、その後、平成21年3月に『愛知県のごみ焼却処理広域化計画』が改定され、その中で、今後、豊山町は、名古屋市を含む名古屋ブロック（名古屋市、清須市、甚目寺町、北名古屋市、豊山町）においてごみを広域処理し、新しく清掃工場を建設する時には、現在の北名古屋衛生組合環境美化センターを統合して名古屋ブロック内を5つの清掃工場施設に集約することを目指すこととされました。

また、現在、町のごみ処理を行っている北名古屋衛生組合環境美化センターのごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設については老朽化が進んでおり、建替えの必要性があります。

これらの理由により、名古屋市を含めた広域でのごみ処理施設の整備が必要な状況となっており、ごみ処理体制の変更と施設整備に向け、今回、一般廃棄物処理基本計画の修正を行うものであります。

つぎに今回の修正の内容についてであります。

基本計画は15年後を目標として、平成19年3月に策定されたものであり、この3年間で計画策定当初の想定から大きく異なる体制の変更等は行われていません。したがって、今回の修正については、計画を再度新しく策定するのではなく、計画策定から現在までのデータを新たに追加し、将来体制など必要な個所の修正を行うものであります。

主な修正内容については、4つあります。1つ目は「データの追加・変更」、2つ目は「将来見込み及び目標設定の変更」、3つ目は「将来ごみ処理体制の変更」、4つ目は「その他」について基本計画の修正を行っております。修正した箇所については、基本計画（案）のページの中の修正箇所に下線を引いて表記しております。

修正内容の説明については、資料の方も大変ページ数が多くなっておりますので、変更の内容ごとに要点のみの説明とさせていただきますのでよろしくお願い致します。

まず、1つ目の「データの追加・変更」についてであります。

前基本計画の策定時のデータとしては、平成17年度までのデータを基にしています。したがって、今回の修正で、平成18年度、平成19年度、平成20年度の3年間分のデータを追加し、現状分析の見直しを行っております。また、処理体制等についても、計画の進行に伴い新たに、実施・変更された事項の記載内容変更を行っております。

具体的なページでいうと、第1部の共通編の「1-2」、「1-5~10」、第2部のごみ処理基本計画編では、「2-2」の表、「2-5~10」、「2-13」のごみ焼却施設の処理状況、粗大ごみ処理施設の処理状況、「2-14」の最終処分のページの3行目藤岡最終処分場の残余容量70,292m³の部分、表の最終処分量の内訳、「2-15」第7節 財政に関する文言と表の処理経費、ごみ1t当り、人口1人当りの処理経費の部分等々。3年間分のデータを追加しております。

2つ目は「将来見込み及び目標設定の変更」であります。

最新データを基に新たに将来量の予測を行うと共に、目標設定について、表記内容を変更しております。ごみの減量については、当初の予測より減量化が進んでいますが、当初目標を達成していないため、目標値の変更は基本的に行わないものとしております。資源化については、当初目標は達成されていないものの、資源排出自体が減少している状況でありますので、今回、目標の修正を行っております。

要点となる修正箇所については、第2部ごみ処理基本計画編の「2-19」第3ごみ発生量の見込みの下線部分。資源を除く家庭から出るごみについては、平成20年度より、平成33年度には、3,138t/年で約110t/年の減少となり、資源については、平成20年度より、平成33年度には、636t/年で年約24tの減少となる見込みであります。

事業所から出るごみ発生量の見込みについては、北部市場の可燃性一般廃棄物の受入れの開始や、平成20年10月にはアピタ・エアポートウォーク名古屋の出店があり可燃ごみが大きく増加し、平成20年度は4,449t/年、平成33年度には4,449t/年で同程度の排出量が見込まれております。

このような過去のデータからのごみ発生量の見込みを踏まえて、町として更なるごみ減量化を行い、住民の皆様、事業所の皆様にもご協力をお願いした上での、「2-30」の平成33年の目標設定となります。

減量目標については、四角で囲んだ平成33年度の減量目標値であります。家庭から出るごみを平成20年度616g/人・日の実績に対して8%削減し568g、資源化の量については、現状の125g/人・日に対して2%向上させ、128g/人・日、事業所から出る1日あたりの現状数値12.2t/日を7%の削減をし、11.

4 t、総量で1, 029 g/人・日を減量の数値目標としております。今回の目標数値は、北部市場分とアピタ・エアポートウォーク名古屋分を含んだ数値となっております。

なお、参考までに平成9年度に目標設定された国の減量目標についてであります。これについては、平成9年度の排出実績に対して5%削減することが減量目標とされております。当時のこの数値には、北部市場分とアピタ・エアポートウォーク名古屋分は含まれておりません。したがって、この2つを除いたごみ排出量で考えると、表2-6-1の一番下段の部分となりますが、現状に対し10%削減する減量目標を達成すれば、家庭系、事業系をあわせた総量1人1日あたり排出量は1, 029 g/人・日となり、国の目標も達成されることとなります。

次ページからの「2-31~34」までは、数値目標に関する個別の説明となっております。

3つ目は「将来ごみ処理体制の変更」であります。

2つ目の「将来見込み及び目標設定の変更」に伴い、将来の施設における処理量の見込みを見直すとともに、将来のごみ処理体制については、名古屋市とともに広域処理の実施をしていくということで記載内容の修正を行っております。

具体的な動きについては、後ほど、報告事項の「名古屋へのごみ搬入について」で詳しく説明をさせていただきますが、平成22年4月より名古屋市、北名古屋市、豊山町、北名古屋衛生組合と共同で、清掃工場建替えの建設計画を進めていくということで、現在の北名古屋衛生組合環境美化センターは休止となり、名古屋市へごみを搬入し、処理をしていくという流れになっております。

なお、平成31年度完成、平成32年度供用開始予定の新しい清掃工場については、名古屋市の施設として建設がされ、ごみ処理については名古屋市に委託していくというごみ処理体制の変更がされます。

基本計画の修正箇所については、「第2部ごみ処理基本計画編、第9章基本計画」、「第3部生活排水処理基本計画編、第6章基本計画」において、必要な修正をおこなっております。

4つ目は「その他」として、前基本計画策定以降に変更された国、県等の関係法令、町の総合計画の変更、公共下水道の供用状況の変更など、近年変更のあった事項について、記載内容の修正を行っております。

以上、簡単ではありますが、資料1の「一般廃棄物処理基本計画の修正について」の資料説明とさせていただきます。

なお、今回の「一般廃棄物処理基本計画の修正」については、住民の方からも幅広

いご意見をいただくということで、「豊山町パブリックコメント手続き要綱」に基づき、町のホームページ、役場の情報公開コーナーにおいて1月12日(火)～26日(火)までの2週間、公表を行い今回の修正案に対する意見を求めました。結果につきましては、意見がありませんでしたので「意見なし」ということで報告をさせていただきます。よろしくお願い致します。

会 長： ただ今、説明が終わりました。質問・意見等ございませんでしょうか。

A委員： 名古屋市では、トレーを燃えるごみにすると聞いたことがあります。豊山町では、トレーは資源で回収していますが、名古屋市にあわせ燃えるごみに変えると、ごみの量が増えて計画の目標値の達成ができなくなってしまうのでは？

事務局： 名古屋市もトレーは資源として回収していますが、資源（容器包装プラスチック類）以外のプラスチックを不燃ごみから可燃ごみに扱いを変えることは聞いていますが、豊山町は既に資源以外のプラスチック類は可燃ごみ扱いになっていますので、ごみが増えることはありません。また、可燃ごみとして収集していました発泡スチロールについても、4月から資源の回収品目に追加し、さらにごみ減量の推進を図ります。

B委員： 分別収集のことで、アルミ缶やスチール缶は、リサイクルが義務化されているのかどうか？

事務局： アルミ缶やスチール缶などの金属類は、法施行前から金属リサイクル業者が回収しリサイクルするルートが確立されていたので、義務化されていません。

C委員： 計画にあるごみ減量の目標値に達成しなかった場合、住民にペナルティはあるのか？

事務局： ペナルティはありませんが、ごみ減量の施策として、さらにごみの資源化の推進を図ってまいりたいと考えています。

D委員： なぜ、名古屋市と処理することになったのか？

事務局： 過去に小牧市、春日井市、一宮市など広域で処理する話もありましたが、色々と条件が折り合わず、当時は話がまとまりませんでした。その後、名古屋市では、西区にありました清掃工場が閉鎖されたことや、ごみ処理工場を分散し処理したいという考えがあり、また、北名古屋衛生組合も老朽化による建替えの必要性があり、平成10年から名古屋市と協議を重ね、平成21年12月に覚書を締結しました。

C委員： ごみ処理を名古屋市にお願いすることで、ごみ処理に係る費用は変わるのか？

事務局： 事業者の方の可燃ごみについては、現在、処理費は20円/kgかかっていますが、4月からは32円/kgに上がります。住民の方については全て税金で賄っているため、変更はありません。

会 長： 他に意見・質問等ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

会 長： 意見・質問等ないようです。諮問どおり別段ご異議もないようですので、本審議会としては、諮問どおり答申させていただきます。

それでは、町長に答申書をお渡ししたいと思いますので事務局の方で答申書の準備をお願い致します。

(事務局答申書の作成)

(町長再出席)

司 会： それでは、一般廃棄物処理基本計画の修正についての諮問に対して審議会の答申書をこれからお渡しします。

(会長が答申書を朗読し、町長に手渡す。)

司 会： 町長は所用のため退席しますので、よろしくお願ひします。

(町長が退席する。)

(報告事項)

会 長： 続きまして、報告事項に入ります。全て一括で説明をしていただき、最後に質問を受けたいと思います。それでは、事務局より報告事項の説明を求めます。

(報告事項 (1) 名古屋市へのごみ搬入について (資料No.2) 事務局の説明)

(報告事項 (2) 条例改正について (資料No.3) 事務局の説明)

(報告事項 (3) 規則の改正について (資料No.4) 事務局の説明)

(報告事項 (4) ごみ袋の改善について (説明資料No.5) 事務局の説明)

(報告事項 (5) リサイクル資源の品目追加について (資料No.6) 事務局の説明)

(報告事項 (6) ごみ収集実績報告について (資料No.7) 事務局の説明)

会 長： 説明が終わりました。質問・意見等ございませんでしょうか。

A委員： 粗大ごみのマットレスやソファのスプリングは、住民が取り外すことになっていますが、名古屋市や犬山市では料金は高くなっていますが、住民が行わないと聞いています。家庭での取り外しは困難なため、料金は高くなっても構わないので、そのまま引き取っていただけませんか。

事務局： 本町の粗大ごみは、住民の金銭的負担を少しでも小さくなるよう、料金を安く設定しております。現在、他市町と比較しても、本町の粗大ごみの料金は安くなっています。将来、料金改正(値上げ)をする必要があるため、その際に検討させていただきます。

E委員： 名古屋市のリサイクル品目は豊山町より細分化されていますが、豊山町もあわせる必要がありますか。

事務局： 現在、ごみは名古屋市で処理することになっていますが、リサイクルはそれぞれの市町で行うことになっているため、リサイクル品目を名古屋市に合

わせることはありません。

会 長： 他に意見・質問等ございませんでしょうか。意見・質問等ないようですので、これで「7 報告事項について」を閉じさせていただきたいと思います。

(その他)

会 長： 続きまして、「8 その他」ですが。事務局、委員の皆様からその他事項で何かありますか。

(閉 会)

会 長： 事務局からも委員からも特にないようですので、これで本日の審議会を閉会したいと思います。委員の皆様のご協力により会がスムーズに終わりましたことについて感謝申し上げます。ありがとうございました。これで議長の職を降ろさせていただきます。

司 会： 会長におかれましては大変お疲れ様でした。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

(閉会のあいさつ)

部 長： 本日は、長時間にわたり熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

本日、原案のとおりとするという答申をいただきましたので、直ちに一般廃棄物処理基本計画の修正作業に取り組み、町民と事業者の皆様のご協力を頂き、ごみ減量の推進に向け努力していきたいと考えております。今後とも審議会の運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

上記のとおり平成21年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1名が署名する。

平成22年2月8日

会 長 安 藤 茂 市

署名人 石 黒 俊 彦